



# インド債券ファンド(毎月分配型)

追加型投信／海外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

**委託会社** ファンドの運用の指図等を行います。

**三井住友DSアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理等を行います。

**株式会社りそな銀行**

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

## 委託会社の概要

委託会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月15日

資本金 20億円(2024年12月30日現在)

運用する投資信託財産の  
合計純資産総額 14兆7,702億円(2024年12月30日現在)

## 商品分類・属性区分

| 商品分類    |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| 追加型     | 海外     | 債券                |

| 属性区分                         |              |        |                  |       |
|------------------------------|--------------|--------|------------------|-------|
| 投資対象資産                       | 決算頻度         | 投資対象地域 | 投資形態             | 為替ヘッジ |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 一般)) | 年12回<br>(毎月) | アジア    | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし    |

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月20日に関東財務局長に提出しており、2025年2月21日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

## ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、主としてインドの債券等に投資し、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 主として、インドの債券等に投資することにより、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。

- インドの債券とは、国債、政府機関債、地方債、社債、国際機関債等です。
- 社債は、インドの企業およびその子会社や関連会社等が発行する債券等とします。
- インドルピー建ての債券のほか米ドル建て等の債券に投資を行います。米ドル建て等の債券に投資を行う場合は、原則として実質的にインドルピー建てとなるよう為替取引を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

※インド国内のインドルピー建て債券への投資は、投資ライセンスおよび投資枠の関係で大幅に制限される場合があります。

**2** 実質的な運用は、現地の債券運用に強みを持つコタック・マヒンドラ・グループが行います。

- 外国投資信託の配分比率に関し、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）の投資助言を受けます。
- 投資対象とする外国投資信託は、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）が運用を行います。

**3** 毎月決算を行い、決算毎に分配を行うことを目指します。

- 毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配を行うことを目指します。
- 分配金額は分配方針に基づき委託会社が決定しますが、市況動向等によっては、分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

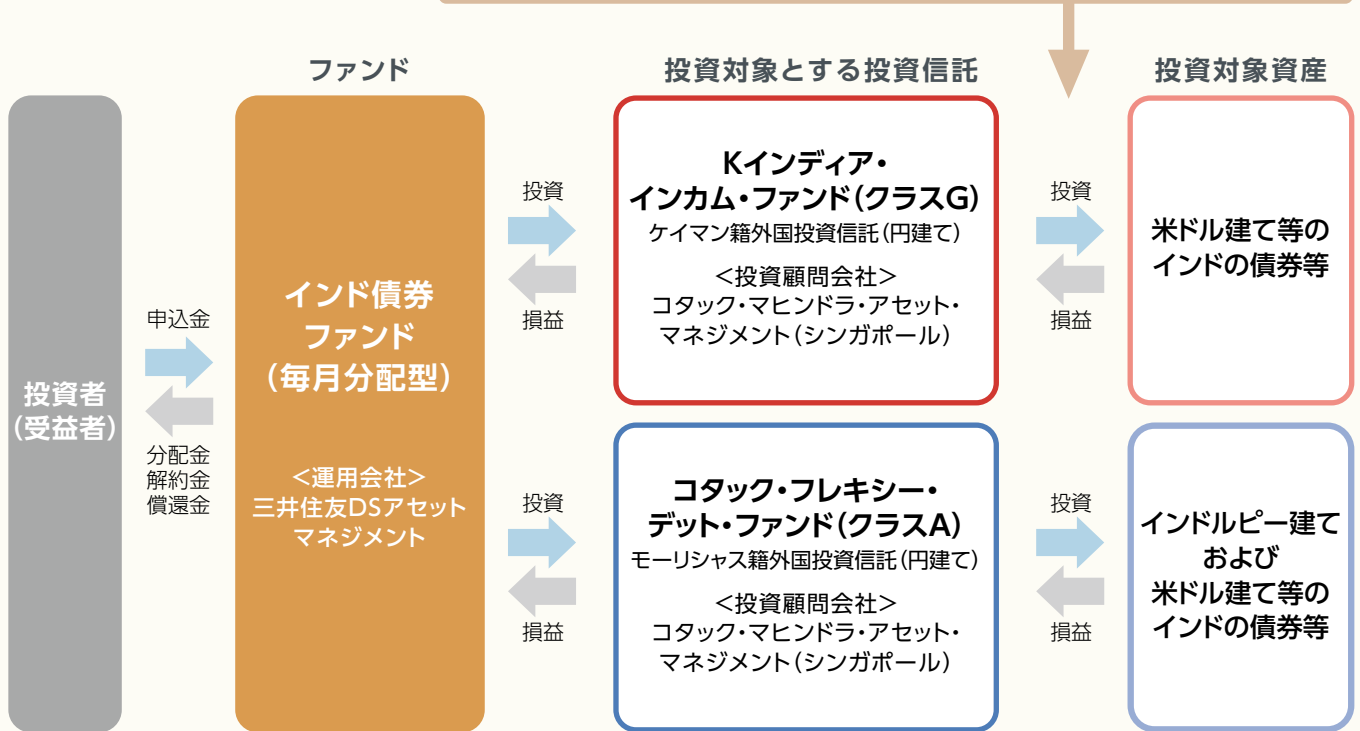
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ファンドのしくみ

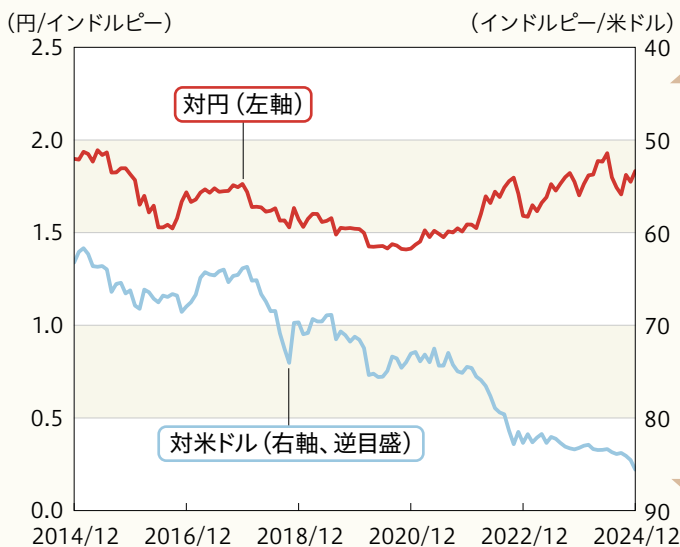
■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

原則として、米ドル売りインドルピー買いの為替取引を行い、実質的にインドルピー建ての保有と同様の為替変動の効果を目指します。



## 為替レートの推移

### [ インドルピーの為替レートの推移 ]



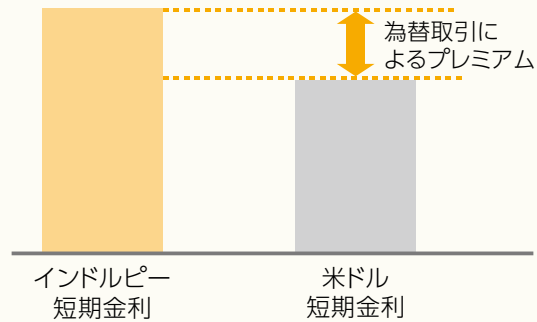
■当ファンドは、実質的にインドルピー建ての債券に投資します。また、外貨建資産に対しては、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

(注) 2014年12月末～2024年12月末  
(出所) Bloombergの情報を基に委託会社作成

※グラフは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 為替取引について

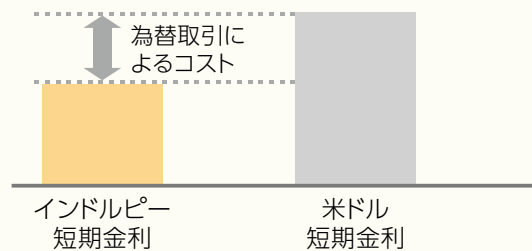
### [ 為替プレミアムのイメージ ]



■米ドル建て等の債券に投資した場合、米ドル売りインドルピー買いの為替取引を行うため、為替取引によるプレミアム／コスト（米ドルとインドルピーの短期金利差に相当する収益／費用）が発生します。

■米ドル売りインドルピー買いの為替取引に直物為替先渡取引(NDF)を用いた場合、短期金利差が理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

### [ 為替コストのイメージ ]



- 為替取引によるプレミアム／コストとは為替取引を行った結果、付随的に得られる2通貨間の短期金利差(収益／費用)のことです。
- インドルピーの短期金利が米ドルの短期金利を上回っている場合、その金利差が為替取引によるプレミアム(収益)となります。
- インドルピーの短期金利が米ドルの短期金利を下回っている場合、その金利差が為替取引によるコスト(費用)となります。

※上記は、為替取引によるプレミアム／コストについて理解を深めていただくためのイメージです。



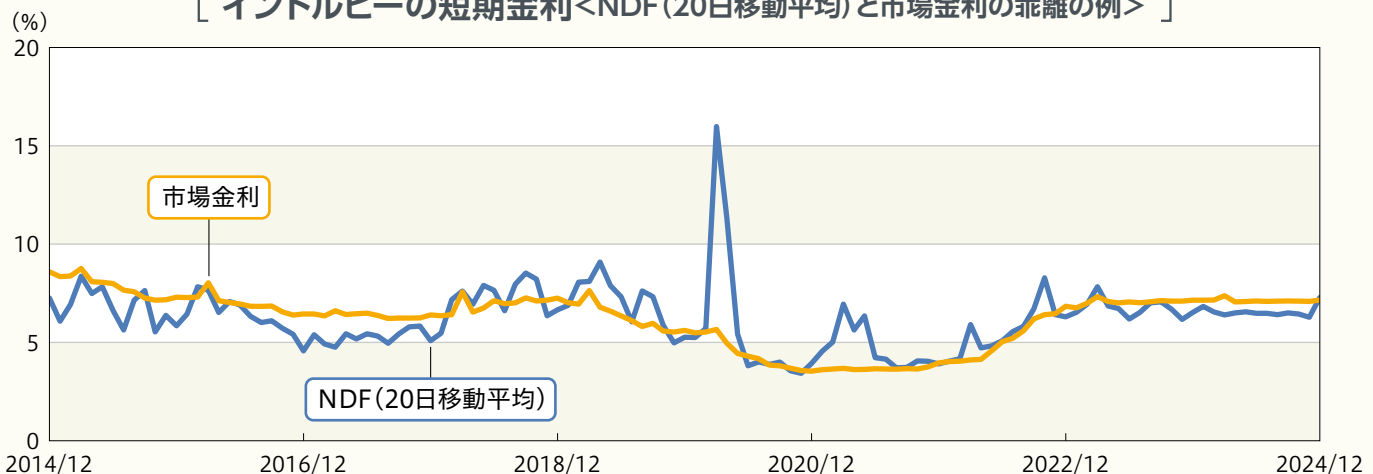
#### NDFとは

NDFとはノン・デリバブル・フォワードの略で、決済にあたり、該当通貨ではなく主に米ドル等が用いられる短期の為替先渡取引の一種です。また、取引レートと決済レートの差額のみが決済されます(差金決済)。当局から国外での該当通貨の流通が規制されている場合や、取引量が少ない等の理由から該当通貨で決済をすることが難しい場合等に利用されます。

## ▶ 変動する短期金利差

■「為替取引によるプレミアム／コスト」の水準は、短期金利の変化により影響を受けるため、拡大することになれば、縮小することもあります。さらに、将来、短期金利が逆転し、「為替取引によるプレミアム」が「為替取引によるコスト」となる可能性があります。

### [ インドルピーの短期金利<NDF(20日移動平均)と市場金利の乖離の例> ]



(注1) 2014年12月末～2024年12月末

(注2) 市場金利はインターバンク金利(1ヵ月もの)

(出所) Bloombergの情報を基に委託会社作成

※グラフは過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。



## 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

### [ コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメンの概要 ]

|         |                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 社 概 要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメンは、インドでトップクラスの総合金融グループであるコタック・マヒンドラ・グループ傘下の資産運用会社です。同グループは、資産運用会社の他に、商業銀行、証券会社、生命保険、投資銀行等を保有しています。</li> <li>●世界中の投資家に、様々なリスク・リターン特性を持つ運用商品を提供しています。</li> </ul> |
| 拠 点     | インド、シンガポール                                                                                                                                                                                                                 |
| 従 業 員 数 | 786名                                                                                                                                                                                                                       |
| 運用資産残高  | 約9.9兆円(約628.4億米ドル)                                                                                                                                                                                                         |

■コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメンは、インドの資産運用会社で初めて国連責任投資原則(PRI)の署名者となりました。

■また、Climate Action 100+\*にも署名しています。

\*世界で温室効果ガス排出量の多い企業に対し、グローバルな機関投資家が連携してエンゲージメントを行うイニシアチブ

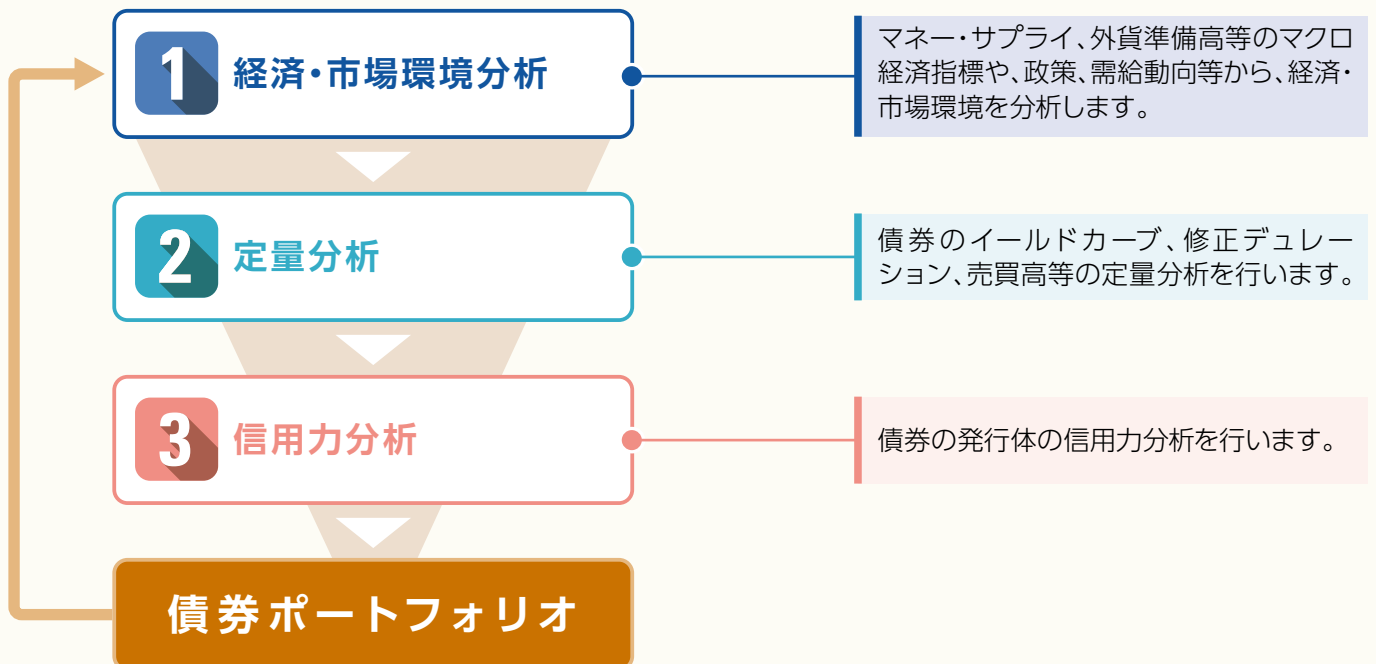
(注) 2024年12月末現在、運用資産残高は1米ドル=157.37円で円換算

### [ 運用プロセス ]

■投資対象とする外国投資信託の運用は、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメン(シンガポール)が行います。

■インド債券運用チーム(19名\*、平均運用経験14.4年\*)が担当します。

\*2024年12月末現在、リサーチ部門を含む



※上記の運用プロセスは2024年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメン(シンガポール)、Bloombergの情報を基に委託会社作成

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## 分配方針

- 毎月26日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

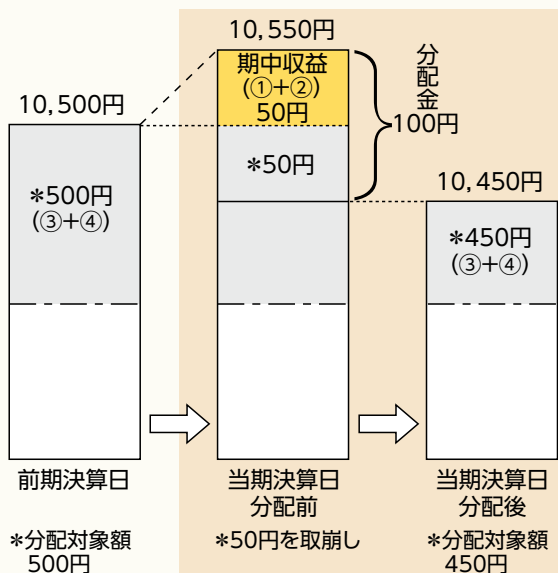


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

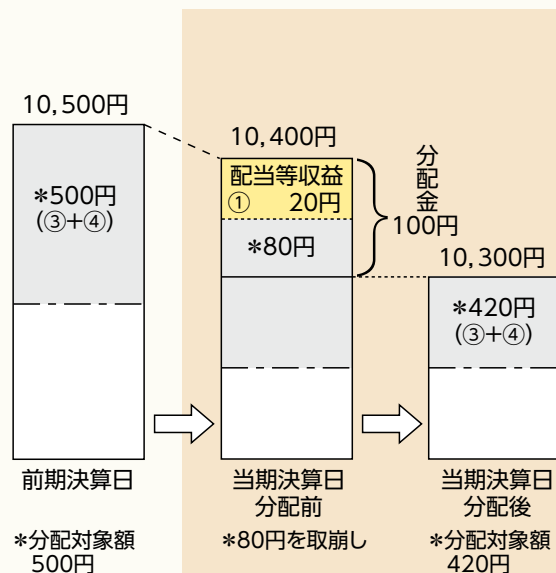
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### （計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

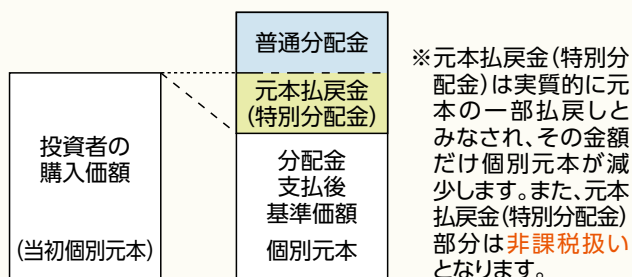


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

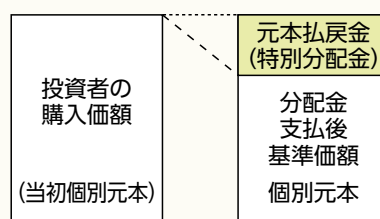
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



## 追加的記載事項

### ■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2024年12月末で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

### ▶Kインディア・インカム・ファンド(クラスG)

|             |                                                                                                                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形 態         | ケイマン籍会社型投資信託(円建て)                                                                                                                                                               |
| 主 要 投 資 対 象 | 主として、インドの債券等                                                                                                                                                                    |
| 運用の基本方針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>主として、インドルピー建て以外のインドの債券等に投資することにより、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。</li> <li>インドルピー建て以外のインドの債券等に投資した場合には実質的にインドルピー建てとなるように為替取引を行います。</li> </ul> |
| 主 な 投 資 制 限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券の空売りは行いません。</li> <li>純資産総額の10%を超える借入れを行いません。</li> <li>非流動性資産への投資割合は、純資産総額の15%以下とします。</li> </ul>                                      |
| 分 配 方 針     | 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行う方針です。                                                                                                                                                   |
| 運 用 管 理 費 用 | <p>純資産総額に対して年0.64%程度*</p> <p>*上記の料率には、運用報酬、管理費用、保管費用などに関する費用を含みます。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。</p>                               |
| そ の 他 の 費 用 | <p>ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。</p> <p>これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>                                                          |
| 申 込 手 数 料   | ありません。                                                                                                                                                                          |
| スイング・プライス   | ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えられと考える場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。                                                                                          |
| 投 資 顧 問 会 社 | コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)                                                                                                                                                  |
| 購 入 の 可 否   | 日本において一般投資者は購入できません。                                                                                                                                                            |

## ▶ コタック・フレキシィ・デット・ファンド(クラスA)

|             |                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形 態         | モーリシャス籍会社型投資信託(円建て)                                                                                                                                                  |
| 主 要 投 資 対 象 | 主として、インドの債券等                                                                                                                                                         |
| 運用の基本方針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>主として、インドの債券等に投資することにより、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。</li> <li>インドルピー建て以外のインドの債券等に投資した場合には実質的にインドルピー建てとなるように為替取引を行います。</li> </ul> |
| 主 な 投 資 制 限 | <ul style="list-style-type: none"> <li>有価証券の空売りは行いません。</li> <li>純資産総額の10%を超える借入れを行いません。</li> <li>非流動性資産への投資割合は、純資産総額の15%以下とします。</li> </ul>                           |
| 分 配 方 針     | 毎月13日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行う方針です。                                                                                                                                        |
| 運 用 管 理 費 用 | <p>純資産総額に対して年0.64%程度*</p> <p>*上記の料率には、運用報酬、管理費用、保管費用などに関する費用を含みます。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。</p>                    |
| そ の 他 の 費 用 | <p>ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。</p> <p>これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>                                               |
| 申 込 手 数 料   | ありません。                                                                                                                                                               |
| 投 資 顧 問 会 社 | コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)                                                                                                                                       |
| 購 入 の 可 否   | 日本において一般投資者は購入できません。                                                                                                                                                 |

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



### 価格変動リスク

#### 債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。



#### 信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



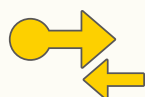
#### 為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



#### カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



#### 流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点



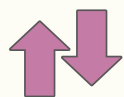
## ファンド固有の留意点

## 為替取引に関する留意点

- ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、直物為替先渡取引(NDF)を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと)が生じる可能性があります。
- ファンドが活用する店頭デリバティブ取引(NDF等)を行うために担保または証拠金として現金等の差入れがさらに必要となる場合があります。その場合、ファンドは追加的に現金等を保有するため、ファンドが実質的な投資対象とする資産等の組入比率が低下することがあります。その結果として、高位に組み入れた場合に比べて期待される投資効果が得られず、運用成果が劣後する可能性があります。

## インドルピー建て債券に関する留意点

- インドの債券市場において、外国機関投資家がインドルピー建て債券に投資を行う場合、投資ライセンスの取得や入札等による投資枠の取得が必要となる場合があります。また、この入札等の状況によっては、必要な投資枠を取得できない場合があることから、インドルピー建て債券への投資割合が低くなる可能性があります。
- インドルピー建て債券への投資においては、保有期間の違いにより異なる料率のキャピタル・ゲイン税等が課されます。
- 上記の内容および税制は、今後、変更される場合があります。



## 投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## リスクの管理体制

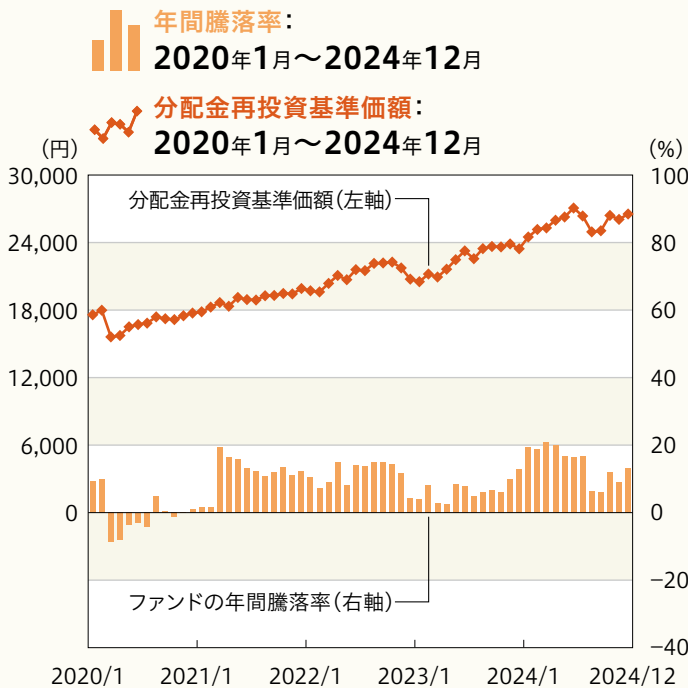
- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。  
また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。  
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。



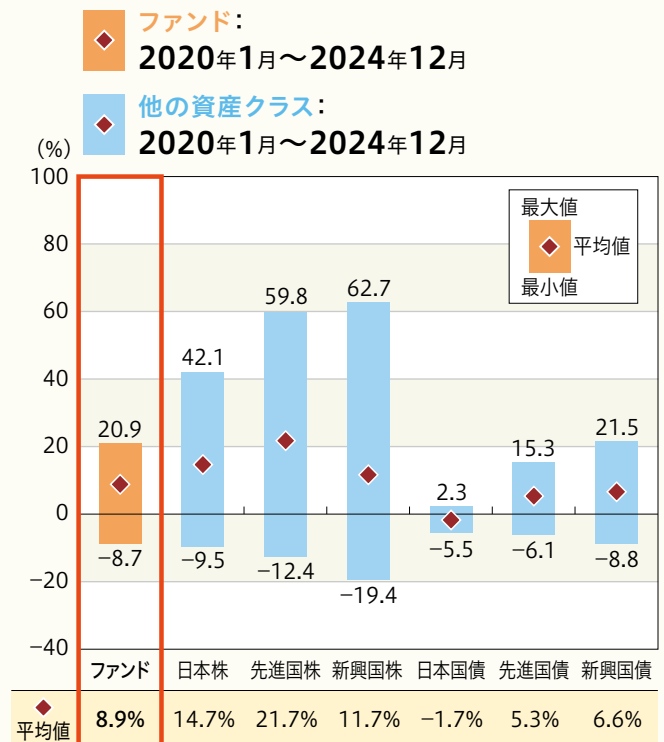
## (参考情報) 投資リスクの定量的比較

[ ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移 ]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

[ ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較 ]

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

|      |                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株  | TOPIX(東証株価指数、配当込み)<br>株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。                                     |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース)<br>MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。                                   |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)<br>MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。                                     |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債)<br>野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。                              |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)<br>FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。                        |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)<br>J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

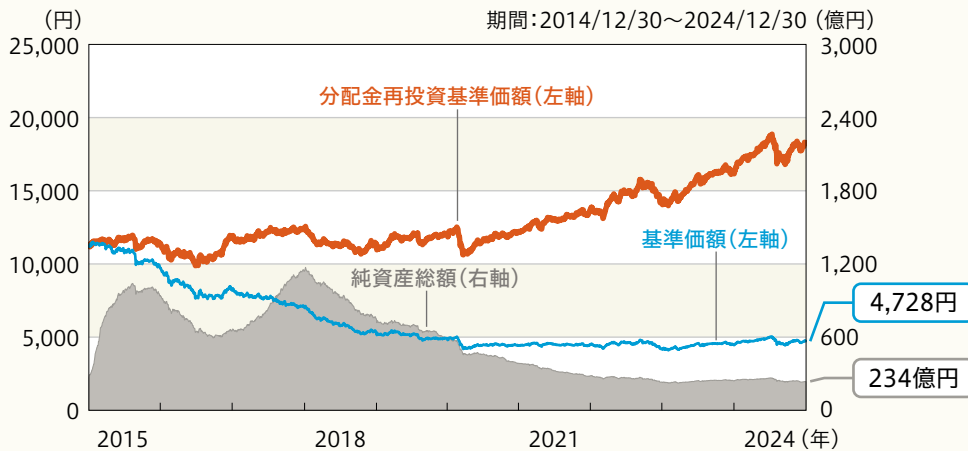
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2024年12月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。  
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## 分配の推移

| 決算期       | 分配金     |
|-----------|---------|
| 2024年12月  | 25円     |
| 2024年11月  | 25円     |
| 2024年10月  | 25円     |
| 2024年 9 月 | 25円     |
| 2024年 8 月 | 25円     |
| 直近1年間累計   | 300円    |
| 設定来累計     | 12,885円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。  
※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

## ■インド債券ファンド(毎月分配型)

## 資産別構成

| 資産の種類               | 国・地域   | 比率(%)  |
|---------------------|--------|--------|
| 投資証券                | ケイマン諸島 | 57.84  |
|                     | モーリシャス | 38.87  |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) |        | 3.29   |
| 合計(純資産総額)           |        | 100.00 |

※比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。  
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入保有証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域   | 種類   | 銘柄名                       | 比率(%) |
|--------|------|---------------------------|-------|
| ケイマン諸島 | 投資証券 | Kインディア・インカム・ファンド(クラスG)    | 57.84 |
| モーリシャス | 投資証券 | コタック・フレキシィ・デット・ファンド(クラスA) | 38.87 |

## ▶投資対象とする投資信託の現況

## ■Kインディア・インカム・ファンド(クラスG)

## ■コタック・フレキシィ・デット・ファンド(クラスA)

Kインディア・インカム・ファンド(クラスG)をシェアクラスとして含む「Kインディア・インカム・ファンド」およびコタック・フレキシィ・デット・ファンド(クラスA)をシェアクラスとして含む「コタック・フレキシィ・デット・ファンド」を合算した主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

## 主要投資銘柄(上位10銘柄)

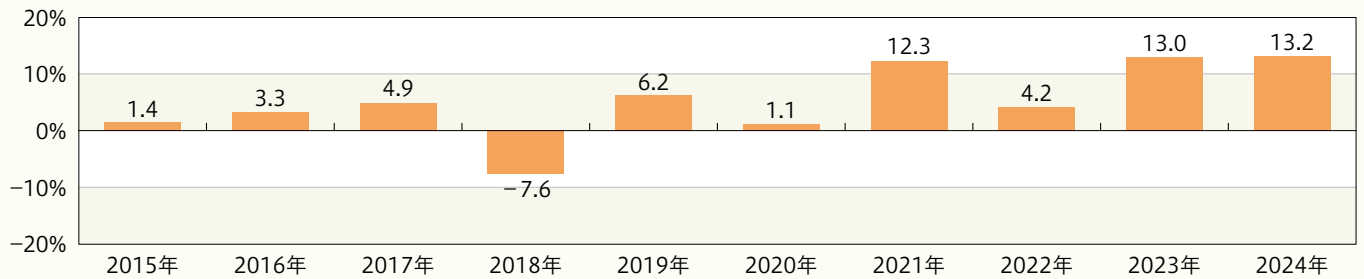
| 国・地域 | 種類   | 銘柄名                                      | 利率(%) | 償還期限       | 比率(%) |
|------|------|------------------------------------------|-------|------------|-------|
| インド  | 国債証券 | INDIA GOVT BOND                          | 7.250 | 2063/06/12 | 12.1  |
| インド  | 国債証券 | INDIA GOVT BOND                          | 5.770 | 2030/08/03 | 9.2   |
| インド  | 国債証券 | INDIA GOVT BOND                          | 7.340 | 2064/04/22 | 9.2   |
| インド  | 社債券  | Indian Railway Finance                   | 3.249 | 2030/02/13 | 7.8   |
| インド  | 社債券  | Ultratech Cement                         | 2.800 | 2031/02/16 | 6.1   |
| インド  | 社債券  | Adani Ports & Special Economic Zone Ltd. | 4.000 | 2027/07/30 | 4.3   |
| インド  | 社債券  | EXIM Bank                                | 5.500 | 2033/01/18 | 4.2   |
| インド  | 社債券  | Perima Holdings LLC                      | 5.950 | 2026/04/19 | 3.7   |
| インド  | 社債券  | Canara Bank                              | 4.896 | 2029/09/11 | 3.3   |
| インド  | 社債券  | TML Holdings PTE LTD                     | 4.350 | 2026/06/09 | 3.1   |

※償還期限は、繰上償還条項が付与されている場合、原則として繰上償還発効日(その日以降の償還が可能な日)を記載しています。  
※比率は、Kインディア・インカム・ファンドおよびコタック・フレキシィ・デット・ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率を基に計算した、インド債券ファンド(毎月分配型)の純資産総額に対する比率です。  
※コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント(シンガポール)から入手した情報を基に委託会社作成

基準日: 2024年12月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## お申込みメモ

### 購入時

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 購 入 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。  |
| 購 入 価 額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額      |
| 購 入 代 金 | 販売会社の定める期日までにお支払いください。 |

### 換金時

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 換 金 単 位 | お申込みの販売会社にお問い合わせください。              |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                  |
| 換 金 代 金 | 原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。 |

### 申込関連

|                       |                                                                                                                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申 込 締 切 時 間           | 原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。                       |
| 購入の申込期間               | 2025年2月21日から2025年8月21日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                                                 |
| 申 込 不 可 日             | 以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。<br>● インドの取引所の休業日<br>● インド(ムンバイ)の銀行の休業日<br>● モーリシャスの銀行の休業日<br>● シンガポールの銀行の休業日<br>● ニューヨークの銀行の休業日 |
| 換 金 制 限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。                                                                                           |
| 購入・換金申込受付<br>の中止及び取消し | 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。                                                |

### 決算日・収益分配

|         |                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決 算 日   | 毎月26日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                           |
| 収 益 分 配 | <p>年12回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。</p> <p>分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。</p> <p>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。</p> |

## お申込みメモ

### その他

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 信 託 期 間             | 2027年5月26日まで(2012年5月31日設定)                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 繰 上 償 還             | <p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>● 残存口数が20億口を下回る事となったとき</li> <li>● その他やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>                                                                                                |
| 信託金の限度額             | 2,000億円                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 公 告                 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a> )に掲載します。                                                                                                                                                                    |
| 運 用 報 告 書           | 毎年5月、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。                                                                                                                                                                                                                           |
| 基 準 価 額 の 法 照 会 方 法 | ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「インド債毎月」として掲載されます。                                                                                                                                                                                     |
| 課 税 関 係             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。</li> <li>● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</li> <li>● 当ファンドは、NISAの対象ではありません。</li> <li>● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</li> </ul> <p>※ 上記は、2024年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p> |



ファンドの費用・税金

■ファンドの費用  
投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

|         |                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.85% (税抜き3.5%) を上限</b> として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                                                                  |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

| 運用管理費用<br>(信託報酬)  | ファンドの純資産総額に <b>年1.1% (税抜き1.0%)</b> の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。<br>＜運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)＞ <table><tr><th>各販売会社の純資産残高</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>100億円未満の部分</td><td>年0.27%</td><td>年0.70%</td><td>年0.03%</td></tr><tr><td>100億円以上300億円未満の部分</td><td>年0.24%</td><td>年0.73%</td><td>年0.03%</td></tr><tr><td>300億円以上の部分</td><td>年0.22%</td><td>年0.75%</td><td>年0.03%</td></tr></table> ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。 <table><tr><th>支払先</th><th>役務の内容</th></tr><tr><td>委託会社</td><td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr></table> | 各販売会社の純資産残高 | 委託会社   | 販売会社 | 受託会社 | 100億円未満の部分 | 年0.27% | 年0.70% | 年0.03% | 100億円以上300億円未満の部分 | 年0.24% | 年0.73% | 年0.03% | 300億円以上の部分 | 年0.22% | 年0.75% | 年0.03% | 支払先 | 役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 | 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|------|------|------------|--------|--------|--------|-------------------|--------|--------|--------|------------|--------|--------|--------|-----|-------|------|-------------------------------------------------|------|-------------------------------------------|------|----------------------------------|
| 各販売会社の純資産残高       | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 販売会社        | 受託会社   |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |
| 100億円未満の部分        | 年0.27%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 年0.70%      | 年0.03% |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |
| 100億円以上300億円未満の部分 | 年0.24%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 年0.73%      | 年0.03% |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |
| 300億円以上の部分        | 年0.22%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 年0.75%      | 年0.03% |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |
| 支払先               | 役務の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |             |        |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |
| 委託会社              | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |             |        |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |
| 販売会社              | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |        |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |
| 受託会社              | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |        |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |
| ファンド              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |             |        |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |
| 投資対象とする投資信託       | 年0.64%程度*                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |        |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |
| 実質的な負担            | ファンドの純資産総額に対して <b>年1.74% (税抜き1.64%) 程度*</b><br>*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。<br>上記の料率は、2024年12月末で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |        |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |
| その他の費用・手数料        | 以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用</li><li>● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料</li><li>● 資産を外国で保管する場合の費用 等</li></ul> ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |        |      |      |            |        |        |        |                   |        |        |        |            |        |        |        |     |       |      |                                                 |      |                                           |      |                                  |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの費用・税金

### ■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

#### 分配時

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
|----------|-------------------------------|

#### 換金(解約)時及び償還時

|          |                                              |
|----------|----------------------------------------------|
| 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |
|----------|----------------------------------------------|

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は、2024年12月末現在のものです。

## (参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年5月28日～2024年11月26日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 1.78%     | 1.09%      | 0.69%     |

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)に投資している場合、当該ETFの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。